「責任あるサプライ・チェーン」: G7 首脳宣言に対する市民社会の見解

私たち市民社会の下記 7 団体は、「責任あるサプライ・チェーン」の課題が喫緊の問題であるにも関わらず、G7 伊勢志摩サミットで主要なアジェンダとして扱われなかったことに関して、深い失望を表明します。

「責任あるサプライ・チェーン」の課題は 2015 年の G7 エルマウ・サミットで深く議論され、G7 諸国は「国連ビジネスと人権に関する指導原則」にコミットしました。さらに、G7 各国首脳は、透明性の向上、より良い労働環境の促進のための苦情処理メカニズムの強化、また民間セクターによる人権デュー・ディリジェンスの履行の必要性を強調しました。

伊勢志摩サミットで提出された G7 伊勢志摩進捗報告書では、G7 諸国が講じた対策が記載されたものの、世界のサプライ・チェーンでは人権侵害、環境破壊、劣悪な労働環境が依然として続いているのが現状です。市民社会は、伊勢志摩サミットがこの現実に向き合い、G7 諸国による効果的で、意義のある対策に向けたコミットメントの強化を繰り返し要求してきました。しかし G7 伊勢志摩サミットでは、「責任あるサプライ・チェーン」がアジェンダとして取り上げられることはなく、首脳宣言では、「貿易」の項に「我々は、国際的に認められた、労働、社会及び環境上の基準が、世界的なサプライ・チェーンにおいてより良く適用されるよう引き続き努力する」との一文が盛り込まれたのみでした。この言及は到底十分なものとは言えず、課題が詳しく議論されたとは考えられません。

私たち市民社会は引き続き、G7 各国政府に対して、以下の措置を取ることを求めます。

- G7 諸国は、エルマウ・サミットでの約束を完全に実行するための措置をとること。また、次回 G7 での報告に向けて、伊勢志摩進捗報告書記載の指標を踏まえ、必要なデータを収集し、明確な評価を実施すること。
- サプライ・チェーンの透明性が極めて重要であることを強調し、労働者の権利の尊重と保護を促進すること。
- すべてのステークホルダーとの意味ある協議に基づき、効果的な「国別行動計画（NAP）」を策定することによって、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を実施すること。
- OECD 各国連絡窓口（NCPs）のピア・レビューを義務化することにより、各国連絡窓口による苦情対応システムを強化すること。
- 世界のサプライ・チェーン上での労働者の社会的保護の侵害と児童労働のリスクに対処する有効な措置をとること。

私たちは、今回のサミットで議長国となった日本政府が、「責任あるサプライ・チェーン」の課題について積極的な役割を果たせなかったことを残念に思い、未だ「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の策定準備プロセスを開始していない日本政府に対し、速やかに国別行動計画の策定に取り組むことを強く要請します。国別行動計画の策定は、2020 年東京オリンピック・パラリンピックのホスト国である日本にとって、とりわけ喫緊の課題です。

また、私たちは、イタリアで開催される次回の G7 サミットにおいて、「責任あるサプライ・チェーン」が議題として取り上げられることを強く望みます。加えて、次回のサミットにおいては、侵害を受ける人々、NGO、労働組合と国際労働団体を含む市民社会の関係するすべてのステークホルダーとの意味あるエンゲージメントの仕組みを、G7 サミットに至るプロセスの中で、また G7 サミット会期の中で、さらに G7 サミットの後にも創り出すことを、G7 諸国に強く要請します。

2016 年 6 月 10 日

・ 一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター【ヒューライツ大阪】

・Business & Human Rights Resource Centre
・一般財団法人 CSO ネットワーク
・特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ
・Human Rights Watch
・公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
・特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン